

議案第54号

訴訟上の和解について

令和6年3月14日
教育委員会事務局 学校教育課

1 趣旨

平成26年9月24日、大津市立中学校の体育館において、授業で大縄跳び用のロープを使用して綱引きの練習を行っていたところ、そのロープが切れて、原告(当時中学1年生)の顔に当たり、負傷した事故について、令和4年9月、大津市を被告とする損害賠償請求訴訟が大津地方裁判所に提起された。今般、訴訟上において裁判所からの和解勧告を受け入れ、和解を行おうとするものである。

2 事故の概要

発生日時 : 平成26年9月24日(水)午前10時07分 2校時学級活動中
発生場所 : 大津市立中学校 体育館
被害生徒 : 当時中学1年生の生徒1名
授業者 : 1年学級担任 県費臨時講師

体育祭に向けた綱引きの練習を行う際、学級担任が大縄跳び用のロープを2本つなぎ合わせたものを綱引き用の綱の代用として使用したため、当該ロープの結び目付近に負担がかかり切れ、切れ端が綱引きをしていた当該生徒の右目付近に当たり、当該生徒の眼鏡が破損するとともに、右目下部分を負傷したもの

3 訴訟に至るまでの経緯

- | | | |
|-------|-------|---|
| 平成27年 | 5月29日 | 破損した眼鏡の補償(物損事故)についての示談書の締結 |
| 平成29年 | 9月22日 | 全国市長会学校災害賠償補償保険から対物賠償保険金26,400円給付完了 |
| 令和 2年 | 2月18日 | 生徒保護者から、令和元年12月10日に症状固定となり、スポーツ振興センターに診断書を提出する旨の連絡がある。 |
| | 6月 2日 | 当該診断書を受け、後遺障害等級12級の14認定
スポーツ振興センターから225万円の障害見舞金支払い完了 |
| 令和 3年 | 3月23日 | 当該生徒の代理人弁護士から1863万8797円を請求する旨の通知書が届く。 |
| | 3月31日 | 本市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険の保険者である損害保険ジャパンが指定する弁護士と示談交渉に係る委任契約 |
| | 8月31日 | 当該弁護士から示談交渉の結果、示談額が折り合わず裁判になる旨の連絡がある。 |
| 令和 4年 | 9月13日 | 被害生徒の代理人弁護士から大津地方裁判所へ訴状(請求額1696万0694円)が提起される。
(同年10月27日 訂正申立書が提起され、請求額1696万7338円に訂正) |
| | 11月4日 | 訴状送達 事件番号 令和4年(ワ)第385号 |

4 訴状の概要

(1)原告は、被告に対し、損害賠償金として1696万7338円の支払いを求める。

(2)内訳

治療費及び文書料	3万8480円
傷害慰謝料(通院期間を症状固定日までの5年2月半と算定)	259万円
後遺障害慰謝料(12級の14)	290万円
後遺障害逸失利益	807万715円
弁護士費用	135万9919円
小計	1495万9114円
確定遅延損害金(事故発生から障害見舞金が支払われるまでの5年253日)	425万8224円 - 障害見舞金225万円 =200万8224円
合計	1696万7338円

5 和解勧告の概要

(1) 本件事故が発生したことについて謝罪し、また、再発防止に努めること

裁判期日において、原告から上記を和解条項に含めるよう要望があった。なお、再発防止については、裁判期日において、再発防止に係るこれまでの取組と今後の取組内容についての説明を求められ、大津市はそれらを記載した上申書を提出するとともに、口頭にて説明を行った。

(2) 既払金を除き、解決金として450万円の支払義務があることを認めること

全国市長会学校災害賠償補償保険の支払い対象となるため、保険者である損害保険ジャパンから全額支払いを行う。